

文化活動支援事業についての規程

(平成25年8月28日開催・理事会決議)

助成審査の対象となる個人または団体

黒石のよき伝統を保存する活動を支援し、さらには黒石市民の個人や団体が自らの文化活動の成果を広く市民に発表する事を目的として、個人または団体で「事業の概略(第二号様式)」及び「支出見通し(第三号様式)」を作成し、別途作成する「助成申請書(第一号様式)」に添付して事務局へ提出した個人または団体を審査対象とする。

ただし過去3年以内に助成の支給を受けた個人または団体においては申請できません。

助成審査の対象となる文化活動とは

黒石市内に拠点をおいて活動している個人または団体が自ら主催して行う活動についての助成申請であること。この場合、黒石のよき伝統を保存する活動、又は地域性を活かした特色のある文化活動行為、あるいは周年などの記念的な文化活動行為、市民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する文化活動を支給の対象とする。

ただし、宗教的、政治的な宣伝意図を有しないこと。また、過去3年以内に助成金の支給を受けたことのある個人または団体でないことを条件とする。

助成の対象となる経費(上限金額、1件あたり ¥30,000-まで)

会場使用料、会場設営費、撤去費、プログラム印刷費、ポスターの印刷費、マスコミ告知広告費、入場券印刷費等

申請書の提出から決定までの流れ

- 1 所定の「助成申請書(第一号様式)」により、事業実施の日、活動又はイベントの開催日の2週間前までに「助成申請書」及び「事業の概略(第二号様式)」「支出見通し(第三号様式)」を作成して代表理事あてに郵送する。
- 2 申請書類の送付先は財団事務局。
- 3 財団は申請書を受理後、二カ月以内に「文化活動支援事業審査会(理事会)」を開催し、その審査会の結果については財団の事務局がすみやかに申請者へ通知する。

助成金の交付について

交付決定を受けた個人、及び団体は助成が決定した後すみやかに「助成金支給依頼書(第四号様式)」によって、助成金の振込みを依頼する書面を郵送してください。この場合の書面は下記の財団事務局へ郵送することとする。

【報告義務】について

事業を実施した日からすみやかに(もしくは実施日が3月の場合3月31日までに)「事業実施報告書(第五号様式)」を代表理事宛てに書面で提出する事。

事業実施報告書(第五号様式)の送り先 は

(〒036-0325)

黒石市青山126番地2

公益財団法人黒石市民財団 宛て

上記の書類はすべて**郵便を利用して**提出して下さい。

申請書類が必要な方は上記の住所へハガキで「文化活動支援事業助成申請書」送付希望と書いて申し込んでください。